

令和6年10月 児童手当制度改正 よくある質問集

確認したい質問をクリックすると、その質問まで飛びます。

1. 児童手当制度改正のご案内に関する質問

1-1. 新制度の案内チラシは、逗子市からどのような人に送られていますか？

1-2. 新制度の案内チラシが送付されない人はどのような人ですか？

1-3. 新制度の対象となるためには申請が必要でしょうか？

1-4. 単身赴任等で自分よりも所得の高い配偶者が他の自治体に住んでいるのですが、子どもと一緒に住む自分を受給者として申請してもよいですか？

1-5. 「㊟監護相当・生計費の負担についての確認書」は必ず申請しなければなりませんか？

1-6. 案内チラシ裏面の申請フローチャートに記載のある「現在、逗子市から『児童手当』を受けていますか？」に特例給付は含まれますか？

2. 申請に関する質問

2-1. 高校生年齢、大学生年齢の児童とはなんですか？

2-2. 受給者（請求者）は父と母のどちらでもよいですか？

2-3. 所得が高い方が毎年変動します。どちらで申請すればよいですか？

2-4. 多子加算とはなんですか？

2-5. 算定児童とはなんですか？

2-6. 個人番号とは何の番号ですか？

2-7. 被用者、被用者等でない者とはなんですか？

2-8. 所得の状況は何年分のものを入力（記入）すればよいですか？

2-9. 控除対象配偶者・同一生計配偶者とはなんですか？

2-10. 監護の有無とはなんですか？

2-11. 生計関係の同一・維持とはなんですか？

2-12. 支払希望金融機関を配偶者や子どもの口座にすることはできますか？

3.申請の要否について

3-1. 大学生の子どもと中学生の児童が1人ずついますが、手続きは必要ですか？

3-2. 大学生の子どもが1人、高校生の児童が1人いますが、「㊟監護相当・生計費の負担についての確認書」の申請を行った方がよいですか？

3-3. 現在中学生以下の児童を3人養育していますが、増額の手続きは必要ですか？

3-4. 高校生年齢以下の児童が算定児童に登録されていたかわかりません。

3-5. 自分が児童手当（特例給付）を受け取っているかわかりません。

3-6. 養育している高校生年齢の児童が寮に入っていて別居している場合、申請はどうしたらよいですか？

3-7. 養育している児童が海外に留学しています。申請はどうしたらよいですか？

3-8. 大学生の子どもが1人、高校生以下の児童が2人いますが、「㊟監護相当・生計費の負担についての確認書」の申請をしなかった場合どうなりますか？

3-9. 大学生の子どもが一人暮らしをしているため別居していてアルバイトをしているのですが、その場合どうしたらよいですか？

3-10. 所得上限超過により（高校生年齢の児童のみ養育しており）児童手当を受給しておらず、令和6年10月中に他市区町村へ転出する予定ですが、逗子市へ申請する必要がありますか？

4.その他

4-1. 公務員ですが、逗子市から申請書が届きました。申請は必要でしょうか？

4-2 「㊟監護相当・生計費の負担についての確認書」は毎年申請（提出）が必要ですか？

4-3. 支給対象児童から外れる「18歳に達した年度末」や算定児童から外れる「22歳に達した年度末」に手続きは必要ですか？

Ⅰ. 児童手当制度改正のご案内に関する質問

Ⅰ-1. 新制度の案内チラシは、逗子市からどのような人に送られていますか？

令和6年9月10日時点で逗子市に住民登録があり、かつ、

- ①現在、児童手当（特例給付）を受給中の方
- ②現在、市内在住の児童手当を受給していない世帯に属する高校生以下の児童
- ①・②のどちらかに該当する方へ9月19日に新制度の案内チラシを送付しています。

※ ②は児童宛てに案内を送付するため、児童の人数分送付されます。通知がご家庭に届きましたら、父母等で所得の高い方を受給者（請求者）としてご申請ください。児童が複数いる場合でも、まとめてのご申請が可能です。

Ⅰ-2. 新制度の案内チラシが送付されない人はどのような人ですか？

令和6年9月10日時点で単身赴任や別居監護等により児童と離れて生活している方です。

Ⅰ-3. 新制度の対象となるためには申請が必要でしょうか？

原則として、現在児童手当（特例給付）を受給している方は申請不要です。ただし、次のいずれかに該当する場合は申請が必要です。

- ①所得限度額超過等により、児童手当（特例給付）を受給していない方
- ②中学生以下の児童を養育していないが、高校生年齢の児童を養育している方
- ③養育している高校生年齢の児童が算定児童に登録されていない場合
- ④大学生年齢及び高校生年齢以下の児童を養育しており、かつ、児童を3人以上養育している方
 - （例1）高校生年齢の児童が2人、大学生年齢の児童が1人の場合
 - （例2）現在児童手当（特例給付）を受給しており、大学生年齢の児童を含めると3人以上になる場合
- ⑤新たに施設等入所の児童となる方がいる施設等受給資格者の方

Ⅰ-4. 単身赴任等で自分よりも所得の高い配偶者が他の自治体に住んでいるのですが、子どもと一緒に住む自分を受給者として申請してもよいですか？

児童手当は原則として、所得の高い方が申請者（受給者）となります。このようなケースに該当する場合には、所得の高い配偶者が住んでいる自治体（単身赴任先の自治体）にお問い合わせの上、申請をお願いいたします。

1-5. 「◎監護相当・生計費の負担についての確認書」は必ず申請しなければなりませんか？

「◎監護相当・生計費の負担についての確認書」（以下「確認書」という。）の申請は、大学生年齢及び高校生年齢以下の児童を養育しており、かつ、児童を3人以上養育している方が対象となります。したがって、大学生年齢の子どもがいない場合は、申請は不要です。

1-6. 案内チラシ裏面の申請フローチャートに記載のある「現在、逗子市から『児童手当』を受けていますか？」に特例給付は含まれますか？

含まれます。特例給付とは、制度改正前において、所得制限限度額以上かつ所得上限限度額以下に該当し、中学生以下の児童1人あたり月額 5,000 円を支給する手当です。

2. 申請に関する質問

2-1. 高校生年齢、大学生年齢とはなんですか？

高校生年齢の児童とは、15歳の誕生日後最初の4月1日から18歳の誕生日後最初の3月31日まで（令和6年度の場合、平成18年4月2日～平成21年4月1日生まれ）の方のこと。大学生年齢の子どもとは、18歳の誕生日後最初の4月1日から22歳の誕生日後最初の3月31日まで（令和6年度の場合、平成14年4月2日～平成18年4月1日生まれ）の方のことです。

2-2. 受給者（請求者）は父と母のどちらでもよいですか？

児童手当は原則として、所得の高い方が受給者（請求者）となります。したがって、いずれか所得の高い方を受給者（請求者）として、申請をお願いいたします。

※ 所得制限が撤廃された後も、児童手当の受給者となる方は「児童の保護者のうち、恒常的に所得の高い方（生計を維持する程度の高い者）」であることは変わりません。

2-3. 所得が高い方が毎年変動します。どちらで申請すればよいですか？

直近の（令和6年度中に申請の場合、令和5年中の）所得を参考に、主たる生計者で申請してください。審査の段階で確認のご連絡をさせていただく場合がございますが、ご了承ください。

2-4. 多子加算とはなんですか？

養育している大学生年齢までの子どもが3人以上いる場合に、3人目以降の子どもの支給金額が増額されることを言います。

2-5. 算定児童とはなんですか？

「算定児童」とは児童手当（特例給付）の支給対象ではないが、児童の人数のカウント（例：第1子、第2子・・・）に含まれる子どもです。制度改正前までは高校生年齢（18歳に達する年度末まで）の子どもで、制度改正後は大学生年齢（22歳に達する年度末まで）の子どもをいいます。なお、出生や転入等にあたって児童手当（特例給付）を申請した時点から子どもが同一世帯であれば、「算定児童」として登録されています。

2-6. 個人番号とは何の番号ですか？

マイナンバーカード裏面、又は通知カードに記載の12桁の番号です。

2-7. 被用者、被用者等でない者とはなんですか？

お持ちの保険証が、社会保険の場合は「被用者」、国民健康保険の場合は「被用者等でない者」を選択してください。

2-8. 所得の状況は何年分のものを入力（記入）すればよいですか？

令和6年10月分から令和7年7月分までの手当については、令和6年度所得（令和5年1月から12月の1年間の所得）を確認しますので、該当する期間の所得をご入力（記入）ください。

※ 令和6年1月1日時点で返子市に住民登録があり所得の申告をしている場合や不明の場合は入力（記入）不要です。

2-9. 控除対象配偶者・同一生計配偶者とはなんですか？

配偶者が請求者の控除対象になっている場合は「控除対象配偶者」、控除対象から外れているが生計を同じくしている場合は「同一生計配偶者」を選択してください。

2-10. 監護の有無とはなんですか？

「監護」とは、児童の生活について通常必要とされる監督、保護を行っていると、社会通念上考えられる主観的意思と客観的意思が認められることをいいます。該当する場合は「有」を選択してください。

2-11. 生計関係の同一・維持とはなんですか？

「生計関係の同一」とは、父母等の場合で、請求者がその児童と生計を同じくしている場合をいいます。「生計関係の維持」とは、児童が請求者自身の子どもでない場合で、請求者自身がその子どもの生計を維持している場合をいいます。

2-12. 支払希望金融機関を配偶者や子どもの口座にすることはできますか？

支払希望金融機関を、配偶者や子どもの口座にすることはできません。申請者（所得の高い方の）名義の口座でご申請ください。

3. 申請の要否について

3-1. 大学生の子どもと中学生の児童が1人ずついますが、手続きは必要ですか？

中学生の児童についての手当をすでに受給中であれば申請不要です。今後、養育する児童が3人以上になった場合は、多子加算の対象になるため、手続きが必要です。

3-2. 大学生の子どもが1人、高校生の児童が1人いますが、「㉔監護相当・生計費の負担についての確認書」の申請を行った方がよいですか？

現時点で、養育している児童が3人未満の場合は多子加算の影響がありませんので、申請は不要です。ただし、今後養育する児童が3人になった場合は申請が必要ですのでご注意ください。

3-3. 現在中学生以下の児童を3人養育していますが、増額の手続きは必要ですか？

制度改正前から3人分の児童手当（特例給付）を受給しているのであれば、手続きは不要です。

3-4. 高校生年齢以下の児童が算定児童に登録されていたかわかりません。

制度改正前まで、児童手当（特例給付）を申請する際には、原則として18歳以下の児童についてはすべて申請書に記載することになっているため、児童手当（特例給付）を受給中の方については、高校生年齢までの児童は第3子算定児童として登録されています。

例外として、申請後に再婚や離婚等で世帯の構成が変わった、施設等に入所していた、世帯が別等によって申請時に記載が漏れていたなど、登録されていない場合もあります。

もし、算定児童に登録されているか不安な場合は、「㉔児童手当 額改定請求書」にてご申請ください。

※ 高校生年齢以下の児童と別居している場合には、「㉔別居監護申立書」の申請が必要です。

3-5. 自分が児童手当（特例給付）を受け取っているかわかりません。

制度改正前の児童手当（特例給付）は申請者の口座に2月、6月、10月の15日（15日が土日祝日の場合その前の平日）に振込しています。口座をご確認ください。振り込みの名称は「ズシシジドウテアテ」です。

3-6. 養育している高校生年齢の児童が寮に入っていて別居している場合、申請はどうしたらよいですか？

その児童についても監護し、生活費や学資金を継続的に送金するなど生計を同じくしている場合は児童手当の申請対象となります。現在児童手当を受給していない場合は「㉠児童手当 認定請求書」と「㉡別居監護申立書」の申請をしてください。児童手当を受給しており、算定児童として登録されている場合は、申請は不要です。

3-7. 養育している児童が海外に留学しています。申請はどうしたらよいですか？

申出書や、海外留学していることがわかる書類などを提出していただく必要があります。詳しく状況をお伺いして必要書類のご案内をさせていただきますので、お手数ですが子育て支援課までお問い合わせください。

3-8. 大学生の子どもが1人、高校生以下の児童が2人いますが、「㉢監護相当・生計費の負担についての確認書」の申請をしなかった場合どうなりますか？

申請しない場合はその児童について多子加算の対象になりません。よって、その児童を含め養育している児童が3名以上の場合でも、第3子以降の多子加算による増額が適用されません。

3-9. 大学生年齢の子どもが一人暮らしをしているため別居していてアルバイトをしているのですが、その場合どうしたらよいですか？

現在養育している児童が大学生年齢の子どもを含めて3人以上いる場合は、多子加算の対象となりますので、申請が必要です。大学生年齢の子どもが、

①監護相当・・・大学生年齢の子どもに対し、日常生活上の世話や必要な保護をしていること（同居か別居かどうかは問いません）

②生計費負担・・・大学生年齢の子どもの日常生活に必要な生計費（学費、食費、家賃、光熱費等）を負担していること（金銭の負担に限らず、食料品・生活必需品などの仕送りも生計費の負担となります）。

①と②を満たしている場合は、就学・就労・婚姻・出産に関わらず多子加算の対象となりますので、「㉢監護相当・生計費の負担についての確認書」の申請をしてください。

※ 現時点で、養育している児童が3人未満の場合は多子加算の影響がありませんので申請は不要です。ただし、今後養育する児童が3人になった場合は申請が必要ですのでご注意ください。

3-10. 所得上限超過により(高校生年齢の児童のみ養育しており)児童手当を受給しておらず、令和6年10月中に他市区町村へ転出する予定ですが、返子市へ申請する必要がありますか？

10月分の手当は返子市からの支給となりますので、転出前に忘れずにご申請ください。11月分(転出した月の翌月)以降は転出先の市区町村が支給することになりますので、転出先の市区町村でも児童手当の申請手続きが必要です。詳しくは転出先の市区町村へお問い合わせください。

4. その他

4-1. 公務員ですが、返子市から案内チラシが届きました。申請は必要でしょうか？

返子市への申請は不要です。公務員の方で今回の制度改正により申請が必要な方(例:高校生年代以上の児童のみを養育している場合等)につきましては、職場の労務担当部署等へお問い合わせください。

4-2. 「◎監護相当・生計費の負担についての確認書」は毎年申請(提出)が必要ですか？

大学生年齢の子どもの状況によって、異なります。

- ・大学(4年制)に進学の場合…原則、申請(提出)は不要です。
- ・短期大学や専門学校(2年制)に進学の場合…◎監護相当・生計費の負担についての確認書」(以下「確認書」という。)に記載のあった卒業予定時期に、市から確認書の申請(提出)をお願いする通知をお送りしますので、ご対応をお願いします。
- ・就職や無職等の場合…毎年夏頃に市から「現況届」と「確認書」について、申請(提出)をお願いする通知をお送りしますので、ご対応をお願いします。

なお、監護養育状況に変更が生じた場合(大学生年齢の子どもが転居した場合等)は、確認書の申請(提出)が必要になります。

また、22歳年度末に到達した時点で、算定児童の対象外となります。その際は、市の方で消滅処理を行うため、手続きは不要です。

4-3. 支給対象児童から外れる「18歳に達した年度末」や算定児童から外れる「22歳に達した年度末」に手続きは必要ですか？

支給金額が減額となる3歳到達のタイミングを含め、それぞれの年齢到達は市の方で把握できるため、手続きは不要です。支給額の変更について、市から通知を行います。

ただし、支給対象児童から外れる「18歳に達した年度末」について、その子どもを含めて多子加算を算定する場合には、「◎監護相当・生計費の負担についての確認書」の申請(提出)が必要となりますので、指定した日付までにご申請(提出)ください。